

令和4年12月高浜市議会定例会会議録（第6号）

日 時 令和4年12月20日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について
- 議案第67号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第68号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について
- 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
- 議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- 議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 議案第76号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 財産の取得について
- 請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願
- 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る  
為の陳情

日程第2 議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について  
(日程追加)

日程第3 議案第78号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第12回)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	深谷 直弘
教 育 長	岡本 竜生
企 画 部 長	木村 忠好
総 務 部 長	杉浦 崇臣
財務グループリーダー	清水 健
市 民 部 長	岡島 正明
市民窓口グループリーダー	芝田 啓二
福 祉 部 長	磯村 和志
健康推進グループリーダー	中川 幸紀
健康推進グループ主幹	鈴木 美奈子
こども未来部長	磯村 順司

都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
上下水道グループリーダー	石 川 良 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

### 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

### 午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

去る12月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る12月14日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。市長より議案第78号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第12回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加し、上程、説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第78号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第12回）、以上議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る12月13日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付議された議案6件、陳情2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員より、投票立会人の報酬を見直すきっかけ、また毎回選挙の際の募集状況はどの問いに、立会人の報酬について、近隣市は、立会時間が選挙の投票時間に満たない場合、報酬額を2分の1という規定を設けていること、報酬額の水準自体について、国政選挙と比較すると基準額を下回っていることから、4月に執行予定の統一地方選挙に向けて改正を行う。また、投票立会人の選任について、選挙の都度、各投票所の投票管理者からの推薦により選任しているとの答弁でした。

議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、委員より、東海住宅漏水調査業務委託料は、芳川、稗田の給排水設備等の漏水箇所の調査に関する委託料かとの問いに、東海住宅では断続的に原因不明の漏水が発生しており、その漏水箇所を調査するための委託と答弁。

他の委員より、環境衛生対策の光熱水費については、具体的にどこの部分かとの問いに、エコハウスの電気とガス代と答弁。

他の委員より、国の節電プログラム促進事業について、地方自治体も対象になるかとの問いに、確認はしていないが、多分対象にはならないとの答弁。

他の委員より、光熱水費の値上げによる公共施設での節電対策はどの問いに、庁内で節電対策の本部会議を組織し、毎月ごとの節電状況を報告し合い、節電意識向上などの対策を講じているとの答弁でした。

議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より、人事管理事業の一般職給の減額理由はどの問いに、当初では職員配置予定が7名であったのに対し、実際の配置が5名となったことによる減額との答弁。

他の委員より、高額療養費交付事業について、増額理由はどの問いに、本年度の上半期実績から診療回数や支払い金額が増えたことによる増額補正との答弁でした。

議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、質疑はございませんでした。

議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）については、質疑はございませんでした。

議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、委員より、人件費及び下水道使用料の徴収業務の負担金の減額理由はとの問いに、人件費については、職員の産休の復帰見通しが立たないことによる減額。下水道使用料の収納業務の負担額は、負担額確定による204万2,000円の減額との答弁でした。

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情は、委員より、陳情項目に、福祉避難所を障害者・児及び地域の福祉的な支援が必要な人が避難できるようにしてくださいとあるが、風水害等の災害対策計画には、町内会、まちづくり協議会等の避難支援等関係者と連携し、支援者に関する情報の共有、避難支援計画に努めるものとし、市はしっかりと取り組んでいるので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、陳情項目に、国保の改善、保険料の引下げとあるが、現状を鑑み、国保の制度を維持するためには引下げが厳しいと考えるので反対との意見。

他の委員より、以前から調査、議論等が十分になされ、今日に至っている事項や、現実的に厳しい事項が散見されるため、あえて国や県に要望する案件ではないと考えるため、反対との意見。

他の委員より、新型コロナやロシアのウクライナ侵攻などの影響もあって、市民生活は大変厳しい状況にあること。防衛費増加と社会保障予算の縮小で、国民には多大な負担増や国民生活の改善、向上にはつながらない。国民健康保険料の引下げや福祉医療制度の充実、国・県に意見書を出し、自治体には施策に取り組んでいただきたいという要請であるため、賛成との意見でした。

陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情については、陳情者より意見陳述がありました。

意見の求めに、委員より、政府が出している提出法案は被害実態と被害救済と再発防止のための実効あるものに修正すべきだと考え、安心して暮らすためにも速やかに解散命令請求を行うべきだと考えるため、本陳情には反対。

他の委員より、特定宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないことをはじめとする項目を陳情で市議会が言われることではない。必要であれば意見が出て論議がされるべきだと考えるため、本陳情には反対。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第59号、第69号、第70号、第72号、第73号、第74号は、挙手全員により原案可決、陳情第14号は挙手少数により不採択、陳情第16号は採択ゼロ、不採択3名により、ともに過半数に至り

ませんでした。

以上が総務建設委員会に付託された案件の審査結果であります。

詳細は、議会事務局に委員会記録がございますので、御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、岡田公作議員。

〔福祉文教委員長 岡田公作 登壇〕

○福祉文教委員長（岡田公作） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和4年12月14日水曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案13件、請願1件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について、御報告を申し上げます。

議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について、委員より、役職定年制の特例として、高度な知識、技能または経験を必要とするところがあるが、具体的にどのような職が該当するのかとの問いに、技師職や建築職が予想されると答弁。

議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、委員より、附則の14項にて、当分の間、職員の給料月額は100分の70を乗じて得た額とあるが、この解釈はとの問いに、国からの指針で、令和13年度まで5年間かけて段階的に定年が延長していく期間と答弁。

議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員より、今回の改正により若年層は給与が若干上がるが、それ以外の方は給与が上がらない、その見解はとの問いに、民間企業との人材獲得競争が激化する中で、若年層をはじめとする人材確保の観点を踏まえた水準とすることを最優先に考えた結果として、人事院勧告が出されていると回答。

議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、高取幼稚園を利用する検討は行ったのかとの問いに、高取幼稚園は子供を対象とした施設で、移転する場合にはトイレの改修や空調等の多額の改修費用が必要となることと、運営スタッフや利用者の御意見を聞きながら調整した結果、見送りとしたと回答。

議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について、質疑はありませんでした。

議案第67号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、みどり学園のお子さんを保育する部屋に保育上必要な区割りが必要ではないかとの問いに、要望があり部屋を2つに分けていると回答。

議案第68号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について、質疑はありませんでした。

議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、委員より、図書館指定管理料50万3,000円、かわら美術館指定管理料315万2,000円の増額は電気料金かとの問いに、電気代の高騰に伴う指定管理料の増額と回答。

他の委員より、保育所等業務効率化推進事業費補助金にて、保育士の業務負担がどのように軽減できるのかとの問いに、保育記録の関係をシステム化することによって、記入作業等の業務の軽減を図ることができると答弁。

議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

議案第76号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、今回廃止となる吉浜南部老人憩の家では、過去の利用実績はとの問いに、令和元年度が年間で延べ884名、1日当たり3.49名、令和2年度が402名で1日当たり2.02名と回答。

議案第77号 財産の取得について、委員より、指名競争入札で行われている理由はとの問いに、高浜市においては物品の入札は指名競争入札をとっていると回答。

請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願について、委員より、保育園の保育士配置基準は、3歳以上4歳未満幼児は20人で保育士が1人以上、4歳児以上は30人で保育士が1人以上となっているので、この請願に反対。

他の委員より、今の状況では加配の保育士をつけることができないため、この請願に賛成との意見がありました。

陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、本陳情は介護・福祉・医療と多岐にわたっている陳情だが、介護保険制度を例に個人が負担する介護保険料や社会保障費が増大し、介護保険制度の持続可能性が危ぶまれることから反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第60号から第68号は挙手全員により原案可決、議案第69号は挙手多数により原案可決、議案第71号、第76号は挙手全員により原案可決、議案第77号は挙手多数により原案可決、請願第1号は挙手少数により不採択、陳情第15号は挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案及び請願、陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 岡田公作 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第77号 財産の取得について、反対を表明し、討論いたします。

この議案は、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館書棚等の購入のために指名競争入札を行い、2,172万5,000円の財産を取得するという議案です。

福祉文教委員会では、こども未来部長が、今回の議案に当たっている書庫につきましては、書庫を置くということでございますので、建築確認の部分とは関連がない動きでございますので、そのように御理解いただきたいと思いますと思っておりますと御答弁がありました。しかし、関連がないわけがないと私は考えます。

本来であれば、用途変更を行い、建築確認申請を提出し、図書館機能として運営するために用途区画の工事などを行って、法令に適合した施設にしなければなりません。ところが、本議会の福祉文教委員会で、用途変更支援業務委託の期間が来年3月に変更となったと御答弁がありました。当初8月末までの契約が契約変更をして11月末になり、再度変更して3月になったこととなります。用途変更により施設の改修が必要になってきますが、その用途変更支援業務委託の成果品が出ていなければ、改修等も法令に適合したものとはなりません。全体配置計画が示されていない状況で本棚を購入しても、用途変更により用途区画工事が必要となり、後から追加改修工事費が発生することで、今回購入した本棚が設置できなくなる状況が発生するかもしれません。特にいきいき広場では、用途変更の必要があるにもかかわらず、法令に適合した改修工事については予算が上がっていません。

以前、図書館機能移転支援業務委託で加藤設計より、図書館機能移転に伴い、防火区画設置として1,341万1,000円必要との報告書が出ています。この予算の計上もされていない状況で今回、本棚の購入により、さらなる費用が必要になってしまえば、現図書館を改修したほうが費用対効果、財政の軽減になるのではないのでしょうか。

一体、図書館の機能移転に関して幾ら費用がかかるのでしょうか。計画があまりにもずさんとしか言いようがありません。図書館機能移転に伴う全体費用をきちんと市民に示してから購入すべきです。

以上のことから、本議案には賛成できません。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議案第77号 財産の取得について、市政クラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館に書棚等の財産を取得するものであり、指定管理者と発注に当たり打合せの上に、必要な書棚等、これには書棚、机、いす等が入ります、を購入し、運営をする上で必要であり、納期として令和5年6月30日までのため、また先ほど反対討論をされた中にもありましたが、あくまでも用途変更どうの云々というのは、建築確認の部分とは関連がない動きであります。また、図書を置くスペースのところについては影響を与えないと思いますので、本議案には賛成とさせていただきます。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

まず、吉浜南部老人憩の家につきまして、吉浜南部老人憩の家建物事前調査業務委託料148万5,000円、吉浜南部老人憩の家解体工事費528万円が補正予算で計上されております。そして、追加議案として、吉浜南部老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止条例が上程されました。当局は、工事費と条例廃止を同一会期中に上程することは可能だと考えていると答弁がございました。しかし、私は、設置及び管理に関する条例を廃止した後、次の議会で解体工事費の予算計上をすべきであり、設置及び管理に関する条例の廃止条例と、その条例で規定されている施設の解体予算を同じ議会ですべきではないと考えます。なぜなら、条例廃止議案と工事費の予算案のどちらかが否決された場合、どちらかの条例が可決されても、その可決が無効となってしまうからです。今回も、追加議案として廃止条例が上程されましたので、同一議会内で何とか上程された形になっていますが、今後はこのようなことがないようにしていただきたいと思います。

また、公共施設推進プランスケジュールに、吉浜南部老人憩の家の解体について、記載がありませんでした。今回のケースのようにプランスケジュールに記載することができないのであれば、その都度、議会へ報告をお願いしたいと思います。

次に、保育所等給食費軽減対策支援補助金774万円が計上されております。これは愛知県が、民間保育園の物価高騰に伴う給食費の費用の増に対して補助するものです。公立幼稚園は、給食費を一度市の歳入として入れ、食材費は歳出として一般会計から支出するという公会計にしていれば、物価高騰分について、市の一般会計で賄うことができます。しかし、高浜市の場合、幼稚園及び小・中学校は、市の一般会計に繰り入れることはせず、保護者から集めた給食費のみを使って食材購入しています。ですから、公立幼稚園には市の財源で補助を行ってほしいと思いますが、そのような動きがありません。国は、公会計制度を取り入れるように通達しているのですが、いまだそのような形になっていません。

こども育成グループは、公立園は給食のメニューを工夫しながら、予算の範囲内で給食が提供できていると答弁しています。いくら工夫しているといっても限界があります。今までと同じ内容での提供はされていないということにもなります。民間園には補助金を出す、公立園には補助しないということでは、あまりにも不公平ではありませんか。

以上の点を理由とし、反対を表明いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）、今回の補正予算について、市政クラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

吉浜南部老人憩の家の建物事前調査業務委託料及び解体工事費は、吉浜南部老人憩の家が地域にある公共施設に機能移転したことに伴い使用しなくなった憩の家、これは昭和52年の建築であります、の解体作業にかかる費用で、公共施設総合管理計画の着実な推進をするためには当然必要な経費であると考えております。

また、保育園管理運営事業及び小規模保育事業に保育所等業務効率化推進事業費補助金が計上されています。これらは、民間保育所の保育士の負担を軽減し、保育の質の確保、向上を図るとともに、利用保護者の利便性を高め、子供を安心して育てることができる環境を整備する必要があると考えます。

ほかに、生活保護事業の生活保護システム改修業務委託料及び医療扶助のオンライン資格確認データ連携委託料等は、医療扶助のオンライン資格確認の導入準備を進めることにより、医療機関を受診する際に、マイナンバーカードを活用した資格情報及び医療券情報等の確認がオンラインで対応できるようになるため、必要な経費であります。

最後に、世界的社会情勢により原油の高騰、物価上昇により、燃料費及び光熱水費を増額する必要があるために、本議案には賛成とさせていただきます。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、請願の討論を始めます。

次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、請願第1号保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から、共産党を代表して討論いたします。

保育士配置基準は、4・5歳児では70年以上、1・2歳児では50年以上変化のない日本の保育士配置基準の上での保育は、子供たちにとって適切な保育環境とは言えず、保育士配置基準の改善は喫緊の課題です。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が決まり、順次実施されています。例えば、小学校1年生の学年に36人の児童が入学する場合、18人の教室を2つつくることとなります。現行の保育士配置基準では、幼い乳幼児が小学生よりも過密となる逆転現象が起きてしまいます。

また、災害時に子供の命が守れないと感じている保育士は8割を超えています。子供の発達には個人差があり、1歳児のクラスでいえば1歳児でも歩けない子がいる中で、6対1の配置では十分ではありません。おんぶにだっこ、両手をつないでも守れるのは4人まで、残りの2人を声かけで避難など到底無理ですと保育士さんは言われます。

反対意見として、コロナ禍で配置基準が問題になったのではないとの意見が神谷議員から出されましたが、そうであるなら、いつ、どこから保育士配置基準が問題になったのか説明してください。

保育士配置基準は、愛知の保育士から改善の要望が出されました。東日本大震災の状況を聞くにつけ、またコロナ禍で密になることの多い保育現場で、今のままの保育基準では子供の命を守れないことに気づいて、父母とともに保育士配置基準の改善を求める運動が始まりました。コロナ禍で、保育環境の改善を求める保護者、職員、地域住民の声が大きくなっています。今こそ、国が責任を持って改善を進めることが求められています。

2022年4月23日、毎日新聞ほか2社の新聞報道もされました。5月21日、シンポジウムも行われ、保育士、給食職員、園長、保護者など様々な立場の方たちから、切実な声が次々と話されました。また、保護者向けアンケートの中間報告も行われました。どこでも、子供たちにもう一人保育士をの声が上がっています。

以上、賛成討論を終わります。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブとして、請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

委員会の中でも、先日ニュースになった虐待事件のお話が出ておりました。この理論だと、忙しければ虐待するということになってしまいます。私ども市政クラブでは、保育士の人数を増やただけでは虐待はなくなる、虐待と配置定員とは関係がないと考えます。

また、今議会でも、保育士の仕事を軽減するために補正予算案が提出されております。市としても国としても努力はしております。そして、小学校の定員もコロナ禍で変わったのではないということ、以上のことから、この請願には反対をさせていただきます。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 請願第1号 保育士配置基準を求める意見書の提出を求める陳情に対して討論いたします。

保育士の配置基準は、先ほどもありましたように4・5歳児では70年以上、1・2歳児では50年以上見直しがされていません。

また、発達障がいに対する理解が広がっていることもあり、支援が必要な子供が多くなっていると言われますが、私が30年以上前に保育士として働いていたときは、支援が必要な子供はクラスに1人いるかいないかという状況でした。しかし、文科省の10年前の調査では6.5%、そして今年の調査では8.8%、実に11人に1人が発達障がいであるというデータが出ています。それと同時に、発達障がいの症状は見られるものの、発達障がいの基準を満たさない子供たち、いわゆるグレーゾーンの子供も確実に増えてきています。ましてコロナ禍により、手洗いや換気の徹底、消毒作業といった業務の負担が一層増え、さらに苛酷な労働条件になっていることは、現役の保育士から直接聞いております。

子供への支援が必要なきに素早く保育士が対応できなければ、子供たちの健全なる発達にはつながらなくなっていきます。そして、子供への対応は気持ちに余裕がなければ、そのときにふさわしい対応ができなくなっていきます。しかし、現実には休憩時間もまともにとれず、体力と精神力を常にフル稼働して仕事に臨まなければならないことから、家庭と仕事の両立が非常に難しく、定年退職まで勤め上げることができる方は限られております。

また今年も、園児への虐待行為による保育士の逮捕や、通園バスに取り残されて熱中症で亡くなる園児など、保育の現場での事件が次々に起こりました。

保育士1人に対する子供の数については、昨日今日始まった問題ではなく、長い間、保育士が子供への適切な指導や支援ができるように願ってきたことです。また、先日の12月18日毎日新聞

デジタルによりますと、国は保育園などへの補助金を拡充する方向であるとのことですが、あくまでも大規模な保育園に限られるなど条件が限られており、根本的な配置基準の見直しはされないようです。未来の社会を担う子供のため、そして保育士の労働環境改善のためにも、本請願には賛成し、いち早く国が改善していただきたいと願うばかりです。

したがって、この請願の採択に賛成をいたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより、陳情の討論に入ります。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第14号、第15号について、まとめて賛成の立場から共産党を代表して討論いたします。

第14号、第15号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会から提出された陳情で、新型コロナ感染拡大はこれまでに経験したことのない爆発的な広がりが起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに昨今の物価高騰は、年金は下がり、賃金が上がらない日本の国民生活に追い打ちをかけています。そこで、県民の要望である市町村の福祉施策を充実してくださいという陳情です。

医療、社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等、様々な負担増を盛り込んだ改革工程表を継承し、長引く新型コロナ感染症拡大の下、医療、社会保障のもろさが露呈していますが、政府は医療・社会保障抑制策を続ける方針です。

また、子供の医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。国民健康保険の国庫負担抜本的引上げ、75歳以上の医療費患者負担、窓口負担2割引上げ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める陳情など、国・県へ意見書を提出してくださいというものです。

陳情第15号は、市に対して、安心できる介護保険、予防接種の助成を行ってくださいや、国・県に対する意見書を提出してくださいという陳情です。

政府は、社会保障を後退させ、改憲の準備ばかり真剣です。国守って民滅ぶと表現している人もいるほどで、国を攻められると脅して防衛費を政府は増大させ、国民に負担ばかり増やしています。憲法第9条を守って離さず、外交で平和を構築すべきです。

以上、賛成討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 陳情第14号、第15号に対しまして、市政クラブを代表して、反対の立場で

討論をさせていただきます。

まず陳情第14号ですが、年金の給付に対してマクロ経済スライドを廃止してほしいと書いてありますけれども、年金は現役世代が納める保険料で賄われております。少子化が進む中、現行の国民年金を維持していくには、一つの仕組みとして現役世代の人口数や平均寿命の伸び、そして経済情勢などに合わせて給付水準を調整していかなければならないと考えております。

また、年金の運用をやめと書いてありますけれども、2020年度の運用の実績では37兆円以上の黒字、確かにマイナスになった年もありますけれども、運用を始めた2001年から2021年度までの累計の収益額というのは102兆円を超えております。これは、現行の年金制度をしっかりと長もちさせるための取組でもありまして、しっかりとした計画の下、運用し、積立てをして、年金給付の財源不足も賄うものであるというふうに考えております。

それから、陳情第15号では、障害者・児施策の箇所、ヤングケアラーとなっている家族の調査とありますが、愛知県では2021年11月から2022年2月の期間で調査は実施されております。2022年8月に愛知県福祉局児童家庭課が、調査結果を既に公表しております。

また、意見書4の2において、厚生労働省の調査「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」というのがありますけれども、こちらでは低賃金、過重労働によって離職を招きながらというふうに介護職員のことが書かれておりますけれども、これは平成27年、実際7年前のものでありまして、令和2年度に厚生労働省老健局老人保健課が、介護従事者処遇状況等調査結果を発表しておりますけれども、そちらには、その間に給与や各種手当を引き上げている事業所が多いという結果も出ております。だから、現状の介護求人ネットを見ましても、現在の介護職員の給与水準というのは、ほかの職種との給与水準とはさほど変わらないというふうに書かれております。

そういったことを踏まえましても、これらの陳情第14号、第15号を見ましても、かなり前のデータを引用しておりますので、その間、既に国も県も市も、それぞれ対応している箇所が非常に多く見られますので、これらの陳情内容に関しましては反対をさせていただきます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情について、共産党を代表して、反対の立場から討論をいたします。

統一教会は、統一教会の2面性として、1つは靈感商法、高額献金、集団結婚という反社会的なカルト集団としての側面、もう一つは国際勝共連合という反共暴力組織としての存在であり、活動する組織です。米ソ冷戦を背景として、統一教会の反共反動の政治活動を自民党は利用してきました。ソ連崩壊後も統一教会には、安倍政権の改憲路線への後方支援や、ジェンダー平等、

選択的夫婦別姓制度、同性婚の法制化など市民運動が大きく広がってきた中で、それをたたくという新たな役割が付与されています。この2面性に問題の根深さがあり、そう見ないと、政権与党たる自民党が反社会的集団と、かくまでつながってきたか、すぐには断交できないかということの本質、全体像は見えてこないわけで、それを見過ごしてきた政府の責任は重大です。被害を二度と起こさないようにすることが政府に求められています。

ところが、政府が提出した法案は、統一教会の被害実態からすると不足しているところが幾つもあると被害救済に携わってきた参考人から指摘されました。なぜ、このような法案しか出せないのか。政府自民党が、統一教会との長年にわたる持ちつ持たれつに関係に正面から向き合おうとしていないことに、その原因があります。

新法に求められたのは、統一教会の被害の中心であるマインドコントロール下で行われている献金を禁止する法律になるかどうかです。とりわけ禁止行為46号の寄附行為に際して、不利益を回避するため、寄附が必要なことを告げ、困惑させてはならないとの要件は、統一教会の被害実態に合っておらず、救済の範囲を狭めています。

補うものとして、自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることとの配慮義務が盛り込まれましたが、参考人からは、配慮義務だけでほとんど役に立たない、禁止行為とすべきとの指摘がなされました。この意見を受け止め、被害救済と再発防止のための実効あるものに修正すべきです。

新法が成立してからも、信者の二世や関係者から引き続き、この問題を解決するために努力してほしい旨の話が出ています。自民党と統一教会の癒着の解明、癒着の一層の徹底を強く求めます。統一教会のイベントに参加し、広告塔の役割を果たしてきた政治家の責任は重大です。統一協会の解散命令請求は必要不可欠です。政府は質問権を行使し、統一教会の側が違法行為を裏づける新たな事実に答えない場合でも、判決などで統一教会の法令違反の組織性、悪質性、継続性は明らかであり、速やかに解散命令請求に踏み切るべきです。

統一協会の解散命令を求めて、インターネット上で署名を呼びかけた同教会の信者二世やジャーナリストが10月17日から取り組み始めた署名は20万人を超え、今も広がっています。提出後の記者会見で、呼びかけ人の豊田さん、日本基督教団カルト問題連絡世話人は、統一教会による数千万円や1億円を超える献金被害の相談が寄せられ続けています、これ以上の被害を生み出さないため、国を挙げたカルト対策をしてほしいと話してみえます。統一教会の元信者で、集団結婚により韓国での貧困生活を強いられた冠木結心さんは、世界平和と程遠い深刻な金銭被害、家庭崩壊、人生破壊が現在まで放置されてきたと述べ、解散させるしかないと強調しています。

このように、これまで半世紀にわたり違法な靈感商法、高額献金で人々の財産を収奪し、一人一人の人生を壊すなどの被害を広げてきた統一教会の陳情であり、陳述人が陳述の中で、個人として真面目に生活している旨のお話がありましたが、個人の話ではなく、宗教に名を借りた反社

会的集団という認識が必要で、政府自民党に、その認識が欠如していることが明らかになりました。

12月18日の中日新聞には、関係遮断決議の回避要望の陳情が地方議会に出されており、文面が酷似しており、大半は世界平和統一家庭連合、旧統一教会の関係者が出したと見られるとあります。西三河地域でも同じような陳情は出されており、どこも不採択になっています。

以上、るる理由を述べて、陳情第16号には反対をいたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、北川広人議員。

〔11番 北川広人 登壇〕

○11番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第16号に反対の立場で、市政クラブを代表して討論をさせていただきます。

まず、この陳情文からは、陳情の出先やその意図が分かりませんでした。新聞やテレビなどの報道や総務建設委員会における陳情人からの意見陳述で、明らかになったわけでありました。

しかしながら、この陳情文だけを見ると、もっと広義に解釈する必要もあるのではないかと感じます。

そもそも陳情文にある、特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと、公人及び私人に対し特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査質問したりしないこと、これを宣言や決議すること自体が、議会において議論するに即さない内容だと思えてなりません。ましてや、陳情でそれを求めるということに対して大きな違和感を覚えざるを得ないということを申し上げて、この陳情には反対とさせていただきます。

〔11番 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 陳情第16号 民主主義・立憲主義の基礎である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情について、反対の立場で討論します。

陳情、請願を議会に対して行うことは、憲法で保障されている国民の権利なので、今回、陳情を議長に提出し、委員会で陳述することには異議がございません。

しかし、内容については問題があります。

憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第14条の法の下での平等など法律を持ち出してきておりますが、今回の陳述で最も大事な憲法第20条については、都合のいいところだけを主張されております。

憲法第20条1項は、いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。そして3項では、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならな

いと定めています。我々議員が個人的にどんな宗教を信じ、また宗教に関わることは自由にできると保障されておりますが、議員という立場でもって宗教活動はできないということです。なぜなら、国が特定の宗教と結びつくことで、国民がその宗教以外の宗教を信仰することが難しくなるからであり、また、それによって信仰の自由が侵されることになりかねないためです。

総務建設委員会において、陳述者が陳述の中で、旧統一教会の方であると公表されております。旧統一教会は、全国で献金問題について多くの訴訟を提起されており、宗教の名を借りた反社会的団体であります。また、全国的に同じ陳情が地方議会で提出されております。旧統一教会は、国会議員から地方議員にまで関係を密にしてきたことから、我々地方議員も調査を行い、公表することに何ら問題はなく、逆にきちんとした調査をすることで議会の透明性を示すことができます。

以上の理由により、この陳情は不採択とすべきであると判断いたします。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決をいたします。

議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、

総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 財産の取得について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情について、総務建設委員長の報告は過半数に至らずであります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、日本共産党を代表して、第75号に反対の立場から討論を行います。

市民生活が厳しい状況が続いているときに、住民の利益を守る地方自治体が果たすべき役割は大変大きなものがあります。そのためにも、市議会や市議会議員の果たす役割が当然大きくなっています。そのようなときに議員定数を削減することは、議員の重要な役割を自ら狭め、市民の利益に反するものと言わなければなりません。

議会が住民の意思を代表する機能を果たしていく上で、多様な市民の意見が反映できる議員の数が必要であります。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、女性の市議会への参加なども可能とするなど、これらを保障する議員定数が必要です。

また、非常に大きな権限を持った市長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていくことが求められています。執行機関追従、慣れ合いではなく、住民の立場に立ってしっかり審議し、チェックできる市議会であるには、それにふさわしい議員の数がが必要です。

このような中、議員定数を2人削減し16人から14人にすることは、議会と議員の果たすべき役割を自ら狭めるものであり、到底容認できません。

さらに、来春の選挙に出ないと言っている人、出ないと目されている人が率先して定数削減を提案しているのは、これまで議会活動を行ってきたことに対しても無責任と言わなければなりません。まずは次の選挙で新たに立候補しようとする方たちの参政権まで奪うこととなります。議員の後援会に多くの方がいて、その方たちが自分と同じ定数削減の考えを持っているというような意見も出ましたが、自分の名前を署名で表に出してもよいという人は、今回の14人にする案には一人も出ていません。

今回の定数削減については、初めに削減ありきで進められ、十分な議論が尽くされなかったことも大きな問題です。議員定数の問題は、地方政治における民主主義の基本問題であり、さらに十分な議論を尽くすべきであり、削減ありきの姿勢は改めるべきです。

議会は、憲法第93条第1項により各自治体に設置される議事機関です。議事機関とは、多数の合議によって全体の意見を決定する機関、すなわち議決機関であり、執行機関に対応する意味で用いられるものです。同時に議会は、憲法第93条第2項の規定により、住民の直接選挙によるものであり、住民代表機関としての性格を持っています。よって、議会の意思は住民の意思と見なされるのであり、それだけに議会には住民の意思を反映させ、統合、調整する機能が求められています。

では、議会にはどのような代表機能が期待されているのでしょうか。いうまでもなく、議会が多種多様な住民意思を反映する複数の議員から成る合議体であることから、議会に求められているのは、討論を通じて多様な住民の意思を反映し、それを統合、調整して自治体の意思を形成す

ることにあります。あわせて、それによって執行部を監視することにもなります。また、個々の議員を通じて執行部に対し、住民の意思を伝え、同時に執行機関を批判、監視していくことも大きな役割です。

このような重要な役割を持つ議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度を揺るがす問題であるとともに、この制度によって期待された、多種多様な住民の意思を反映し、統合、調整して自治体の意思を形成するという点で欠陥を生じることになります。

二元主義的代表的代表制の下での議会に、自治体内の多様な住民意思を反映させる役割が期待されているとすれば、効率性ないし経済性のみの観点からの定数削減には大きな疑問があるのではないのでしょうか。

北川議員が言われたように、議員が14名でも運営できたというのは、多様な住民意思を合議制で反映させ、決めていく議会の重要な民主主義を考えない、落としていくことになるのではないのでしょうか。

経費削減について言うならば、全ての費用は本市の場合、一般会計総支出総額の1%です。中でも議員に関する費用はもっと減ります。高浜市における議員報酬額は高いのか、低いのか。様々な見方があると思いますが、民主主義を保障する経費として重要なものではないかと考えます。

2006年2月25日付の全国市議会旬報に掲載された全国市議会議長会都市行政問題研究会調査研究報告書概要では、分権時代における市議会の役割について、議会の執行機関に対する監視の役割が一層重くなり、議会の構成も、市全体を見渡すことのできる議員で多く構成されるようになることが求められること、執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要であり、監視、政策立案機能の向上を果たす上においても、相当の議員数は必要であると述べています。

市民の中に議員が多過ぎるといふ声があるとすれば、高浜市議会の質が問われているのであって、今必要なのは定数削減ではなく、このような議員に対する不信感を取り除くための議会改革であり、議会全体の質的向上です。

格差社会の中で市民の暮らしが大変なとき、多様な市民の意見が存在して要求が渦巻いているとき、議員定数を削減することは、市民に最も身近な議会とのパイプを細くし、自治体を市民にとって一層遠い存在にしてしまいます。議員定数削減は断じて許されません。

以上、反対討論を終わります。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第75号について賛成

討論を行います。

先ほど内藤議員が、次の選挙に出ない人は口を出さないでほしいとのことでしたが、私も内藤議員と同様、次の4月には出馬予定ですので、討論させていただきたいと思います。

いわゆるこの議案というのは、議員定数2減の議案です。こちらに関しては、議員各位の考え方は、今までの議会改革特別委員会や先日の臨時会でいろいろと聞かさせていただきました。ただ、自分の考えは当時と同じく現状維持です。

ここで、もう一度説明させていただきます。議員数を市民に聞けば、ほぼ100%、そんなに要らない。それは間違いなく、そういった答えが返ってきます。自分も議員になる前はそう思っていました。じゃ、なぜ現状維持なのかというと、簡単に言えば意見の多様性、そして、現に切りがないからです。極論、議員の最大の役目は、市民に選ばれた市長と当局から出てきた議案を、同じく市民に選ばれた議員がマルかバツを議決することです。だから、極論、議員が1人でもいいのではというと、それは行き過ぎだと言われます。定数が決まっていない以上、正解がないのだと思います。

少なくとも、全国市議会議長会の令和元年12月31日での調査結果では、町村議会を含む人口5万人未満の自治体の議員数は16.9人、5万人から10万人の自治体では20.3人と、現在でも高浜市は平均値を下回っています。今まで各議員さんが出してきたいろんなデータも間違いではないし、そのとり方によっては、高浜市の議員数は多くもあり、少なくもあるのも正解なんだと思います。今まで様々な意見が出てきましたが、定数が定まっていない以上、各議員さんの意見は、減も増も現状維持も全て正しいのです。なので、おのおのの意見に対して、いろいろな異論もありましたが、ナンセンスな話だと考えます。

ただ1つ言いたいのは、市民の何人に聞いたのかとか言われたのかとの話もありましたが、この数字の大小を言い争うことも不思議な話です。私たち議員は市民の負託を受け、自ら判断する責任があります。市民の意見を聞いた上で、それを腹に落とし、自分の考えとし、意見を述べるべきだと考えます。

最後に、皆で議論した議会改革特別委員会では意見はまとまらず、条例にのっとり、今回出された議案には賛成であり、この後、採決においては、各議員は今までの様々な意見を腹に落とし、他人ではなく自身の考えとして採決をお願いし、私の賛成討論を終わります。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、8番、黒川美克議員。

〔8番 黒川美克 登壇〕

○8番（黒川美克） それでは、議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、新政会として反対の討論をさせていただきます。

高浜市では、昭和46年に高浜市議会一般選挙第1回が定数26人に対して立候補者28人、第2回、

昭和50年は定数26人に立候補者28人、第3回は昭和54年、定数26人に対し立候補者26人で1回目の無投票でした。第4回、昭和58年は定数を2人削減し、24人に立候補者30人、第5回、昭和62年は定数を2人削減し、22人で立候補者23人、第6回、平成3年は定数22人で立候補者24人、第7回、平成7年は定数22人に立候補者22人で2回目の無投票になりました。第8回、平成11年は定数を2人削減し、20人に立候補者24人、第9回、平成15年は定数を2人削減し、18人に立候補者19人、第10回、平成19年は定数18人に立候補者19人、第11回、平成23年は定数を2人削減し、16人に立候補者17人、第12回、平成27年は、定数16人に立候補者17人、第13回、平成31年は定数16人に立候補者18人でした。

昭和46年から平成31年までの約50年間の間に定数削減を5回行い、10人もの議員定数を削減しています。定数1人当たりの人口を計算しますと、昭和46年が約1,225人に対して平成31年が約3,036人で約1,800人も増えています。13回の高浜市議会の一般選挙の中で、2回しか無投票はありません。

私は、議員定数の削減については、議員発議で行うのではなく、参政権のこともありますので直接請求で行うべきではないかと思います。高浜市議会一般選挙第14回が統一地方選挙で令和5年4月23日に執行されますが、その結果を待たずに、なぜ12月定例会で16人を14人に削減する定数条例を提案するのか疑問に思います。理由としても、議員の成り手が少ないとか、前回の選挙公約で定数削減を選挙公約としていたとかの説明もありましたが、今までは無投票の次の一般選挙から定数を削減した事例が多く、第11回から第13回までは投票による選挙が行われています。前回の選挙では、無投票ではいけないということで立候補された人がいたということ削減理由の一つに挙げた議員もいましたが、なぜ今、議員提案で定数削減条例を提案する理由が理解できません。

また、議会改革特別委員会で議論したにもかかわらず、今回は賛成する議員だけで議員提案として提出する理由もよく分かりません。私が議員になってからは、3回続けて投票による選挙が行われていますので、私は現行定数の16人のままでいいと思いますので、私はこの議案には反対とさせていただきます。

〔8番 黒川美克 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、6番、柴田耕一議員。

〔6番 柴田耕一 登壇〕

○6番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

議員定数の見直しについては、令和元年から今期中の課題として、議会改革特別委員会において取り上げ、案件として検討、議論を進めてまいりました。議員増、減員案、それと現状維持案や、議員一人一人の意見を求めておりましたけれども、先ほどの皆さん方の意見を聞いておって

も分かりますように意見がまとまっておりました。しかしながら、今期中にロードマップをつくり、議論を進め、最終的に議案提出するという結論があったというふうに考えております。

議会改革特別委員会でも、我々のグループが申し上げてきたのは、本市は議員1人当たりの人口、近隣市平均5,400人に対して約3,100人、活動面積は平均2.29平方キロメートルに対して0.82平方キロメートルと、議員としての活動範囲は他市に比べ、1人当たりの人口も少なく、面積も狭く、補足等を考慮しても、現議員定数16名は多いと考えております。

今回の2名減による方向性が示され、議員1人当たりの人口等、碧南、知立並みに均等となることから賛成とさせていただきます。

〔6番 柴田耕一 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決を行います。

原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 議案第78号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第12回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第78号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第12回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,492万8,000円を追加し、補正後の予算総額を173億8,821万8,000円といたすものであります。

20ページ及び21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

15款2項2目民生費県補助金は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的な支援（10万円相当）を実施するための補助金を計上いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

22ページ及び23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項3目家庭支援費の24、出産・子育て応援交付金支給事業は、令和4年4月以降に妊娠・出産した全ての市民を対象に、妊娠届出時に出産応援ギフト（5万円相当）を、出生届出後に子育て応援ギフト（5万円相当）をそれぞれ支給いたします。主な内容は、委託料としてシステム改修業務委託料613万円、交付金として出産・子育て応援交付金5,850万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 令和4年4月以降の出産した方が対象となるということですが、対象者への周知方法、またどのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか、今後のスケジュールも踏まえて教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 事業の周知につきましては、広報やホームページ、LINEや母子手帳アプリで一般の周知を図っていくほか、対象者の方には個別案内も実施してまいります。

個別案内の今後のスケジュールでは、事業開始日時点で住民の方のうち、子供の誕生日が令和4年4月以降の対象者の御家庭をリストアップして、出産・子育て応援ギフトを支給する内容の案内文、出産・子育て応援ギフトの申請書、簡易アンケートを送付し、申請書とアンケートが返ってきた方に対しまして出産・応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で振り込んでまいります。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） ありがとうございます。

あつてはならないことですが、虚偽の届出を防止する方法とか、どのような対策を講じるのか。ギフト申請時に妊娠したことを証明する医師の証明書等が必要なのか教えていただきたいのと、例えば、双子とか三つ子の多生児に対しては、どのような支給がされるのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 虚偽の届出防止対策といたしましては、妊婦への面談の実施時に出産・応援ギフトの支給要件を説明させていただき、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行うことを妊婦から同意を得た上で申請書を提出してもらうことで、虚偽の妊娠届出の抑止につながると考えております。

この申請書には、支給希望の有無や支給履歴の申告をしてもらうほか、同意欄への署名をしてもらうことを予定しております。

次に、双子などの多胎児、その場合はそれぞれ幾ら支給されるのかという御質問だと思います

が、双子などの多胎児の場合の支給額につきましては、出産・応援ギフトでは妊娠届時に面談を実施した妊婦1人当たり5万円、子育て応援ギフトでは、新生児1人当たり5万円を現金で支給してまいりますので、多胎児の場合につきましては、出産応援ギフトで5万円、子育て応援ギフトは5万円に新生児の人数分を加算した額が支給額となってまいります。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） では、同じく2点ほど。

妊娠、出産ということで、その方はいわゆる十月十日と言われるように、1年、長い間にわたっての事業になると思いますが、妊娠時と出産時ということなんですけれども、その間に転居されるという方もあると思います。そういった場合、どの時期にどういった自治体が交付するのかというのと、あとこれ2月を事業の開始予定となっておりますが、事業の終わりというのはどうなっているのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 御質問のありました面談実施後、出産・子育て応援ギフトの受給前に転出した方につきましては、本人の御希望に応じまして、転出元、転出先のいずれかに申請することができるということとなっております。

そして、この出産・子育て応援交付金につきましては、国のほうでは先進的な自治体の一部の自治体に対して行っていくモデル事業ではない、伴走型相談支援といたしまして、経済的支援と一体的に実施して継続的に実施するということをうたわれておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっとこれ、支給の仕方がよく分からないので教えていただきたいんですけども、例えば3月までに、まだ出産は先だけれども、妊娠だけしましたよという方は、一度そこで5万円もらって、また、その後に出生後に5万円の手続、手続が2回要るのか。この間に、もう既に妊娠をされて出産された方は一括でお支払いできるしというところで、そのあたりを統一的に5万円、5万円で作るのか、何かちょっとそのあたり教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 今回の出産応援ギフトにつきましては、令和4年4月以降の出産に対しての現金を支給する経済的支援となります。令和4年4月以降に妊娠、出産された方が対象となってまいりますので、事業開始日までにそのようなことがあった方については、先ほど御説明させていただきましたが、出産応援ギフトを一括で10万円で支給することになります。それ以降、事業開始日以降に妊娠等をされた方につきましては、その都度、妊娠届出時に、届出の際に

面談を行ってアンケートを出していただいた方に対して、個々にどうかそれぞれで、その都度支給していく形になってきますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 例えば、今年の2月に妊娠しましたという場合は、自然的に考えれば翌年度に出産をされると思うんですけども、そういう方の場合はどうなりますか。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 事業開始日が2月1日と仮に仮定して、2月1日以降に妊娠をされた方に対しては、妊娠届出時に、先ほど説明させてもらいましたけれども、いろいろなアンケートをとった上で、面談をした上で申請書を出していただいて、お支払いをすると。翌年度にまたがっていった場合としても、事業継続自体は、今年度限りの事業ではございませんので、翌年度以降に出産の給付金のほうの申請をしていただく形になります。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） お疲れさまでございました。

令和4年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月30日から本日20日までの21日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、

私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意1件、議案19件につきまして、全案件とも原案のとおり御意見、御同意、あるいは御可決を賜り、報告1件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。審議の過程でいただきました御意見、御提案に関しましては、今後の予算執行及び現在進めております令和5年度の当初予算編成の参考とさせていただきます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、現在第8波の中にあり、県においては医療逼迫防止緊急アピールが8日より発出をされております。新型コロナのみならず、冬季は季節性インフルエンザの流行も懸念されます。年末年始は人と会う機会が増える時期でございますが、さらなる感染拡大防止のため、引き続きお一人お一人が手洗い、うがいなどの基本的な感染対策に御協力をお願いを申し上げます。

さて、年末の恒例となっている今年の漢字ですが、今年は「戦」が選ばれました。2月に始まったウクライナ侵攻のほか、円安や物価高による生活の中での戦い、先日閉幕したFIFAワールドカップカタール大会での熱戦など、私たちを暗く不安にさせるものから、夢や希望を与えてくれるものまで様々な戦いの1年でございます。

また、来年の話ではございますが、戦つなぎりでは、三河に生まれ、戦国の世を平定し、天下人となった徳川家康を描く大河ドラマ「どうする家康」の放送が来月より始まります。高浜市においても、田戸の渡し跡や春日神社など、徳川家康とゆかりがあるとされている場所がございます。改めて町の歴史や魅力について目を向ける機会となることを期待しております。

まちづくりにおきましても、歴史を振り返るのみならず、今を見つめ、未来のために何を目指し、何を実施していくかが肝要でございます。来月、高浜市総合計画審議会が開催され、第7次高浜市総合計画の策定に向けた最後の審議が行われます。第7次高浜市総合計画は、高浜市の未来を描く市民会議の皆様が、10年後の高浜市が目指すまちの姿、目標達成のための取組の方向性などについて、願いを込めて意見を出し合い、つくり上げたものとなっております。総合計画審議会で御答申をいただき、来月、議会での御審議をお願いする予定でございます。市といたしましても、総合計画に込められた皆様の思いを胸に、その実現に向けて邁進してまいります。

今年も余すところ、あと僅かとなりました。間近に控えます、迎えます新しい年が、本市にとりましても、また皆様にとりましても、輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、令和4年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月30日開会以来、本日までの21日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては終始御熱心に御審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。本日ここに、その全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会に議員提案として提出されました議案第75号 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正が採決され、採択されました。これからの私たち議員に与えられた責務をしっかりと受け止めて、市民の皆様方の負託に応えていかなければなりません。議員が一丸となって市政発展のために自らを研さんし、切磋琢磨していきたいと考えておりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

いよいよ寒さも一段と厳しくなりました。皆さん方におかれましては、くれぐれも御自愛いただきまして、御多幸な新春を迎えられますよう、心からお祈り申し上げまして、閉会の言葉いたします。ありがとうございました。

午後0時3分閉会

---